

ジャパン・オータムインターナショナル

第27回ワールドスーパージョッキーズシリーズについて

第27回ワールドスーパージョッキーズシリーズを下記のとおり実施する。

なお、下記に定めのない事項については、競馬番組に公示されたとおりとする。

記

1. 施行日・競走名について

(1) 施行日

平成25年第5回阪神競馬第1・2日

(2) 競走名

2013ゴールデンサドルトロフィー（国際騎手招待）

2013ゴールデンブライドルトロフィー（国際騎手招待）

2013ゴールデンブーツトロフィー（国際騎手招待）

2013ゴールデンホイップトロフィー（国際騎手招待）

2. 出走馬の選定について

第1回特別登録馬のうち該当する競走条件が上位の馬15頭以内を出走できる馬として選定する。なお、同一順位の馬が多数ある場合には抽選によって出走できる馬を選定する。選定されなかった馬は補欠馬とし、上記出走馬の選定方法に準じて補欠順位を付す。

3. 出走奨励金・諸手当について

(1) 特別出走奨励金

- ① 競馬番組一般事項Ⅷの6の(3)における競馬番組で特に定めた競走とし、出走馬の馬主に対し、下表のとおり特別出走奨励金を交付する。なお、競走を中止した場合、または決勝線への到達時間超過により失格した場合は、第10着以下の金額に相当する額を交付する。

競走名	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
ゴールデンブライドルトロフィー ゴールデンホイップトロフィー	520万円	210万円	130万円	78万円	52万円
ゴールデンサドルトロフィー ゴールデンブーツトロフィー	430万円	170万円	110万円	65万円	43万円
競走名	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着以下
ゴールデンブライドルトロフィー ゴールデンホイップトロフィー	36万円	31万円	26万円	10万円	5万円
ゴールデンサドルトロフィー ゴールデンブーツトロフィー	30万円	26万円	22万円	9万円	4万円

- ② 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には交付しない。

イ 失格（決勝線への到達時間超過による失格を除く。）したとき。

ロ 裁決委員が不相当と認めたとき。

ハ 競走蹄鉄（装着時のでき上り厚さ9ミリ以下，最大部分の幅22ミリ以下，重さ125グラム以下のもの）を使用しないで出走したとき。ただし，裁決委員が肢蹄保護のためやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

(2) 出走奨励金

- ① 競馬番組一般事項Ⅷの6の(3)における競馬番組で特に定めた競走とし，出走馬の馬主に対し，下表のとおり出走奨励金を交付する。なお，競走を中止した場合，または決勝線への到達時間超過により失格した場合は，第10着以下の金額に相当する額を交付する。

競 走 名	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着以下
ゴールデンブライドトロフィー ゴールデンホイップトロフィー	122万円	104万円	87万円	35万円	17万円
ゴールデンサドルトロフィー ゴールデンブーツトロフィー	101万円	86万円	72万円	29万円	14万円

- ② 前項の規定にかかわらず，上記(1)の②の各号のいずれかに該当する場合には交付しない。

(3) 特別出走手当

- ① 競馬番組一般事項Ⅸの1の(1)および(3)から(5)における競馬番組で特に定めた競走とし，出走馬の馬主に対し，着順にかかわらず402,000円を交付する。
- ② 競馬番組一般事項Ⅸの1の(7)に該当する場合には交付しない。

(4) 騎乗手当

- ① 競馬番組一般事項Ⅸの4における競馬番組で特に定めた競走とし，競走に騎乗した騎手に対し，騎乗1回につき500,000円（税込）の騎乗手当を交付する。
- ② 下記4により決定した騎乗騎手が，出走馬不足や出走取消等，騎手本人の責によらず騎乗できなかった場合は，前項に定める騎乗手当相当額を交付する。

4. 騎乗騎手について

(1) 騎乗騎手の人数

特別参加騎手1名，外国騎手8名，地方競馬代表騎手1名，本会代表騎手5名の計15名とする。

(2) 騎乗騎手の選定等

- ① 特別参加騎手については，2013年サマージョッキーズシリーズにおいてシリーズチャンピオンとなった騎手を選出する。

ただし，当該騎手が外国騎手である場合は，本会所属騎手のうち勝利度数上位1名を選出する。

なお，勝利度数は，当該騎手が，以下に掲げる競走において，平成25年1月1日以降第4回東京競馬第9日・第4回京都競馬第9日・第3回新潟競馬第6日までに騎乗して得た1着の回数とする。（以下同じ。）

イ 中央競馬の競走

ロ 地方競馬指定交流競走および外国の競馬の競走（「理事長が指定する外国の競馬の競走等に

ついて」(平成7年理事長達第63号)により指定された競走であって、本会の騎手免許を受けていた期間に騎乗したものに限る。)

- ② 外国騎手については、原則として以下に定める地区から1名以上、計8名を選出する。
なお、2013年サマージョッキーズシリーズにおいてシリーズチャンピオンとなった騎手が外国騎手である場合は、当該騎手の所属地区において優先して選出する。
 - イ 北アメリカ地区(アメリカ合衆国・カナダ)
 - ロ ヨーロッパ地区(アイルランド・イタリア・英国・ドイツ・フランス)
 - ハ オセアニア地区(オーストラリア・ニュージーランド)
 - ニ アジア地区(香港)
- ③ 地方競馬代表騎手については、平成25年10月29日(火)までに地方競馬全国協会から代表騎手1名および補欠騎手1名の推薦を受け、本会が決定する。
なお、平成25年11月18日(月)までに参加予定の地方競馬代表騎手(補欠騎手を含む。以下同じ。)が騎乗できなくなった場合は、改めて地方競馬全国協会から推薦を受け、本会が決定した地方競馬所属騎手を地方競馬代表騎手とする。
- ④ 本会代表騎手については、関東2名および関西3名の計5名とし、以下の方法により選出する。
ただし、上記①において選出された騎手が本会所属騎手である場合は、当該騎手以外の騎手のなかから選出する。
 - イ 勝利度数東西各上位1名の計2名。
 - ロ 前項以外の3名(関東1名および関西2名)については、以下により選出する。
 - (一) 本会の選考委員会において勝利度数以外で顕著な活躍を認められた騎手
 - (二) 前項に該当する騎手が定数に満たない場合は勝利度数上位の騎手なお、騎乗馬決定前に、選出された予定の騎手が騎乗できなくなった場合は、その騎手と同地区の勝利度数上位の騎手を補欠騎手として騎乗させる。
- ⑤ 以下の場合、勝利度数上位の本会騎手を補欠騎手として騎乗させる。
 - イ 特別参加騎手が騎乗できなくなったとき
 - ロ 外国騎手または地方競馬代表騎手が平成25年11月19日(火)以降に騎乗できなくなったとき
 - ハ 本会所属騎手が騎乗馬決定後騎乗できなくなったとき
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、出馬投票締切り後に騎乗予定騎手が騎乗できなくなった場合は、対象となる全ての競走に騎乗できる騎手であって、勝利度数上位の騎手を補欠騎手として騎乗させる。なお、複数の騎乗予定騎手が騎乗できなくなった場合は、原則として騎乗できなくなったことが判明した順に勝利度数上位の騎手を補欠騎手として騎乗させる。
- ⑦ 上記①、④、⑤または⑥において勝利度数が同数であった場合は、①のイおよびロに掲げる競走に騎乗して得た第2着以下のそれぞれの着順の回数のうち上位の着順を得た回数が多い騎手を勝利度数上位の騎手とみなす。なお、第2着以下のそれぞれの着の回数が同数であったときは抽選によりこれを決定する。

(3) その他

騎乗騎手は、本シリーズに関する全ての行事(インタビュー等を含む。)に参加することとする。

5. 騎乗馬について

(1) 騎乗馬の決定

- ① 騎乗馬は、抽選により決定する。なお、各競走の出走予定馬を近走の成績等によりグループ分

けた上で抽選を行う。

② 抽選日時および場所

11月27日（水）11時 栗東トレーニング・センター出馬投票室

③ 出走予定馬が15頭に満たない場合は、騎乗する騎手を補欠騎手以外の騎手のなかから抽選で決定する。

ただし、補欠騎手以外の騎手の人数が出走予定馬の頭数に満たない場合は、補欠騎手のうち勝利度数下位の騎手から騎乗できない騎手とする。

④ 前項において勝利度数が同数であった場合は、上記4の(2)の①のイおよびロに掲げる競走に騎乗して得た第2着以下のそれぞれの着順の回数のうち上位の着順を得た回数が少ない騎手を勝利度数下位の騎手とみなす。なお、第2着以下のそれぞれの着の回数が同数であったときは抽選によりこれを決定する。

(2) その他

① 騎乗馬の抽選を行った後、出馬投票締切りまでに疾病等により出走できなくなった馬がある場合は、出走できなくなったことが半明した順に補欠順位上位の馬から騎乗馬とする。

② 出馬投票締切り後の出走取消等による騎乗馬の変更はおこなわない。

6. 騎手表彰について

(1) 騎手表彰順位の決定

① 騎手が騎乗した馬の着順により、下表のとおり点数を1競走毎に与え、その合計得点で順位を決定する。

着 順	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着
点 数	20点	15点	13点	11点	10点	6点
着 順	第7着	第8着	第9着	第10着	第11着	第12着以下
点 数	5点	4点	3点	2点	2点	1点

② 着順のない場合の得点について

イ 出走馬不足、出走取消、競走除外等、騎手本人の責によらず騎乗できなかった場合および競走中止により着順のない場合は、その競走に出走した馬が全て入線するとした場合における最下位の点数と同じ点数を与える。

ロ 騎手本人の責により騎乗できなかった場合または失格した場合は、点数を与えない。

③ 同着の場合における得点は、各同着者に対し、着順に応じた点数を与える。

(2) 騎手表彰の内容

前項により決定された順位の上位3名に対し表彰を行い、以下のとおり賞金を交付する。また、優勝者には賞品を交付する。

第1位 3,000,000円 および トロフィー (300,000円)

第2位 2,000,000円

第3位 1,000,000円

7. その他

(1) 特別登録・出馬投票について

- ① 出走できる馬は、平成24年12月1日以降平成25年11月24日まで平地競走（地方競馬指定交流競走および理事長が別に定める外国の競走を含む。）に出走した馬に限る。
- ② 第1回特別登録した馬のうち上記2により選定されなかったために第2回特別登録できなかった馬の馬主に対し、第1回特別登録料相当額を交付する。
- ③ 出走馬として選定された場合は、疾病等やむを得ない場合を除き、出馬投票を行うことを前提として特別登録を行うこと。

(2) 騎手表彰における同着の場合の賞金の取扱い

賞金を等分して交付することとし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げる。

(3) 招待騎手の災害補償

地方競馬代表騎手の災害補償については、「日本中央競馬会騎手災害補償」は適用しない。